

飯島賢二の

やさしく解決!

第3回



株式会社 飯島 綜研  
代表取締役 飯島 賢二

## 難問道場

**Q** ぼちぼち相続税対策を始めようと思っておりますが、先日ある人から、両親から贈与を受けた場合、5000万円まで税金がかからないと聞きましたが、本当ですか？

**A**

正確にいうと若干の誤解はありますが、概ね本当の話です。平成15年1月1日以後に財産の贈与を受けた人は、新設された「相続時精算課税制度」を選択できることとなりました。

相続時精算課税制度とは、生前贈与があった時に受贈者（財産をもらった人）の選択により、贈与時に贈与財産に対する贈与税を支払い、相続発生時に、その贈与財産と相続財産との合計額を基に計算された相続税額から、すでに支払った贈与税を控除することが出来るというものです。控除しきれない場合は、還付を受けることが出来ます。

贈与税の、年間基礎控除110万円の従来型一般課税制度は、当然そのまま制度として存続しており、受贈者により、どちらを採用するか、選択できるもので、両制度を併用して採用することは出来ないので、注意する必要があります。

この新制度を選んだ場合に限り、贈与者一人当たり特別控除額2500万円までは非課税枠（住宅取得資金はプラス1000万円の3500万円まで）、父、母の両親からそれぞれ贈与すれば、ご指摘の通り、5000万円まで非課税枠が

適用され、これを越える部分については、一律20%の贈与税を納め、後々相続時に精算するという制度です。

尚、この制度を選択する場合は、いくつかの要件を満たす必要があります。まず、贈与者は満65歳以上の親（父・母ごとに制度を選択できる）であること、受贈者は満20歳以上の推定相続人（直系卑属のうち贈与を受けた年の1月1日において20歳以上で、最も先順位の相続権のある人、場合によっては孫である代襲相続でも適用）であることが基本要件です。贈与財産の種類、金額、贈与回数に関しては、特に制限を設けていません。この制度を選択する場合は、最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に税務署に届け出なければなりません。その届出が、相続時まで継続することになります。ある意味、画期的な相続対策といえる制度です。是非、有効活用をお勧めします。

決め事の多い新税制ゆえ、詳細は、必ず顧問税理士、税務署に、お問い合わせください。

